

平成21年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成21年10月8日
沖縄県人事委員会

《本年の勧告のポイント》

～月例給・ボーナスともに引下げ・職員の平均年間給与はマイナス
(行政職平均△81,770円、△1.39%)

- 1 公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差(△511円、△0.14%)となっていることから、月例給の引下げ改定
- 2 期末・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(△0.2月分)

1 給与勧告の基本的な考え方

(1) 給与勧告の意義

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与水準を確保する機能を有し、職員の士気を高め、人材の確保や労使関係の安定に寄与するなど、能率的な行政運営を維持する上での基盤

(2) 給与決定の考え方

地方公務員法の趣旨に則り、人事院勧告の内容及び他の都道府県の状況並びに民間給与実態調査の結果、その他の事情を総合的に勘案

(地方公務員法第24条第3項「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」)

2 民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内344の民間事業所から無作為抽出した147事業所を実地調査

(1) 月例給

職員給与が民間給与を1人当たり10,323円(2.93%)下回った。また、特例条例による減額措置がないものとした場合は、職員給与が民間給与を1人当たり511円(0.14%)上回った。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B) $\left(\frac{A-B}{B} \times 100 \right)$
362,368円	減額措置後 352,045円	10,323円(2.93%)
	減額措置前 362,879円	△511円(△0.14%)

(2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

職員の支給月数(4.35月分)が民間の支給割合(4.13月分)を0.22月分上回った。

3 給与改定の内容

職員給与については、昨年4月から特例条例による減額措置が実施されているが、この措置は、本県の危機的な財政状況に対処するための臨時的、特例的措置であり、本来支給されるべき適正な給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、公民給与の比較にあたっては、減額措置前の職員給与を対象とした。

(1) 納料表

公民給与の較差(△511円、△0.14%)が生じていることから、月例給を引下げ改定(初任給を中心とした若年層の給与及び医療職給料表(1)等の適用を受ける職員は除く。)

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

年間支給割合を0.2月分引下げ（4.35月分→4.15月分）

〈一般職の場合の支給月数〉

		6月期	12月期	計
21年度	期末手当 勤勉手当 計	1.4月 0.675月 2.075月	1.45月(1.6月) 0.625月(0.675月) 2.075月(2.275月)	2.85月(3.0月) 1.3月(1.35月) 4.15月(4.35月)
22年度	期末手当 以降 勤勉手当 計	1.25月 0.7月 1.95月	1.5月 0.7月 2.2月	2.75月 1.4月 4.15月
				※ 21年度6月期は支給済みである。また、()内は現行の支給月数である。

【実施時期等】

- ・ 公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）
- ・ 本年4月からの公民較差を解消させる観点から、4月から改定の実施前までの期間に係る較差相当分を本年12月期の期末手当で制度的に調整

4 教育職員給与

義務教育等教員特別手当及び給料の調整額については、国の検討状況及び他の都道府県の動向も踏まえ、検討する必要がある。

5 給与構造改革

管理職員については、勤務実績を給料へ反映させているところであるが、勤勉手当についても勤務実績をより反映させるため、成績率の幅を拡大する必要がある。

6 公務運営について

人事評価制度の整備、人材の育成、年間総実勤務時間の短縮、心身の健康管理対策、職業生活と家庭生活の両立支援、高齢期の職員の雇用問題、公務員倫理の確立について言及した。

7 参考

(1) 励告後の影響額（行政職給料表適用者4,517人）

	勧告前	勧告後	増減額 (率)	平均年齢	平均経験 年数
平均給与月額	361,634円	361,011円	△623円 (△0.17%)		
平均年間給与	5,893,526円	5,811,756円	△81,770円 (△1.39%)	41.9歳	19.3年

※ 平均給与月額の増減額の内訳：給料△612円、特地勤務手当等△11円

(2) 行政職給料表適用者の平均年間給与額の増減額

	勧告後	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	5年間の 増減額計
年収額	581.2 (565.3)	589.4 (573.3)	595.3 (574.8)	610.1	618.6	615.9	
増減額	△8.2 (△8.0)	△5.9 (△1.5)	△14.8 (△35.3)	△8.5	2.7	△3.2	△37.9 (△53.8)
増減率	△1.4 (△1.4)	△1.0 (△0.3)	△2.4 (△5.8)	△1.4	0.4	△0.5	

※1 数値の単位は、万円、%である。

※2 5年間の増減額計には、本年の勧告後の増減額を含む。

※3 ()内は、特例条例による減額後の額・率である。